# 条例・規則・厚生労働省令対照表(指定障害児入所施設)

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第140号) 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第168号)

赤字下線部が平成25年11月改正部分(平成26年4月1日施行)

AT ITAL	+D D:1	
条例	規則	省令(平成24年厚生労働省令第16号)
目次		目次
第一章 総則(第一条 第三条)		第一章 総則(第一条 第三条)
第二章 指定福祉型障害児入所施設		第二章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備
第一節 人員に関する基準(第四条)		及び運営に関する基準
第二節 設備に関する基準(第五条)		第一節 人員に関する基準(第四条)
第三節 運営に関する基準(第六条 第五十条)		第二節 設備に関する基準(第五条)
第三章 指定医療型障害児入所施設		第三節 運営に関する基準(第六条 第五十一
第一節 人員に関する基準(第五十一条)		条)
第二節 設備に関する基準(第五十二条)		第三章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備
第三節 運営に関する基準(第五十三条 第五		及び運営に関する基準
十六条)		第一節 人員に関する基準(第五十二条)
第四章 雑則(第五十七条)		第二節 設備に関する基準(第五十三条)
附則		第三節 運営に関する基準(第五十四条 第五
		十七条)
		附則
第一章 総則		第一章 総則
	(趣旨)	(趣旨)
	第一条 この規則は、東京都指定障害児入所施設の 第一条 この規則は、東京都指定障害児入所施設の	
#第百六十四号。以下「法」という。)第二十四	人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二	号。以下「法」という。)第二十四条の十二第三項
条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、東京	十四年東京都条例第百四十号。以下「条例」とい	の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げ
都における指定障害児入所施設の人員、設備及び	う。)の施行について必要な事項を定めるものとす	る基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に
運営に関する基準を定めるものとする。	る。	よる基準とする。
度日に関する基本を定めるものとする。	<b>~</b> °	ー 法第二十四条の十二第一項の規定により、
		スポート四ボのトニポー項の規定により、
		府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十
		が宗(地方自治法(昭和二十二年法律第八十十 七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都
		市(第四十七条第三項において「指定都市」
		という。)及び法第五十九条の四第一項の児
		童相談所設置市(第四十七条第三項において
		「児童相談所設置市」という。)を含む。以
		下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべ
		き基準の第四条の第二十五条第四項(第五十一
		七条において準用する場合を含む。)、第三
		十三条第一項(第五十七条において準用する
		場合を含む。)及び第五十二条の規定による
		基準
		二 法第二十四条の十二第二項の規定により、
		同条第三項第二号に掲げる事項について都道
		府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
		第五条第一項(居室に係る部分に限る。)並
		びに第三項第二号及び第三号(面積に係る部
		分に限る。)、第五十三条第一項第一号(病
		室に係る部分に限る。)並びに附則第二条(面
		積に係る部分に限る。)及び第三条(面積に
		係る部分に限る。)の規定による基準
		三 法第二十四条の十二第二項の規定により、
		同条第三項第三号に掲げる事項について都道
		府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
		第六条(第五十七条において準用する場合を
		含む。)、第七条(第五十七条において準用
		する場合を含む。)、第二十五条第五項(第
		五十七条において準用する場合を含む。)、

#### (用語の意義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語|第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用す の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。
  - 一 指定障害児入所施設 法第二十四条の二第一 項に規定する指定障害児入所施設をいう。
  - 二 指定入所支援 法第二十四条の二第一項に規 定する指定入所支援をいう。
  - 三 指定福祉型障害児入所施設 法第二十四条の 二第一項に規定する指定障害児入所施設のうち 法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入 所施設であるものをいう。
- 四 指定医療型障害児入所施設 法第二十四条の 二第一項に規定する指定障害児入所施設のうち 法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入 所施設であるものをいう。
- 五 指定入所支援費用基準額 法第二十四条の二 第二項第一号(法第二十四条の二十四第二項の 規定により、同条第一項に規定する障害児入所 給付費等の支給について適用する場合を含む。) に掲げる額をいう。
- 六 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項 第二号(法第二十四条の二十四第二項の規定に より、同条第一項に規定する障害児入所給付費 等の支給について適用する場合を含む。)に掲 げる額及び障害児入所医療(法第二十四条の二 十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以 下同じ。)につき法第二十四条の二十第二項第 一号及び第二号に規定する健康保険の療養に要 する費用の額の算定方法の例により算定した費 用の額から当該障害児入所医療につき支給され た障害児入所医療費の額を控除して得た額の合 計額をいう。
- 七 入所給付決定 法第二十四条の三第四項に規 定する入所給付決定をいう。
- 八 入所給付決定保護者 法第二十四条の三第六 項に規定する入所給付決定保護者をいう。
- 九 給付決定期間 法第二十四条の三第六項に規 定する給付決定期間をいう。
- 十 入所受給者証 法第二十四条の三第六項に規 定する入所受給者証をいう。
- 十一 法定代理受領 法第二十四条の三第八項 (法第二十四条の七第二項において準用する場

(用語)

る用語の例による。

第三十条(第五十七条において準用する場合 を含む。)、第四十一条から第四十四条まで (第五十七条において準用する場合を含む。) 及び第四十九条(第五十七条において準用す る場合を含む。)の規定による基準

四 法第二十四条の十二第一項又は第二項の規 定により、同条第三項各号に掲げる事項以外 の事項について都道府県が条例を定めるに当 たって参酌すべき基準 この省令に定める基 準のうち、前三号に定める規定による基準以 外のもの

#### (定義)

- 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語 の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。
  - 一 指定福祉型障害児入所施設 法第二十四条 の二第一項に規定する指定障害児入所施設の うち法第四十二条第一号に規定する福祉型障 害児入所施設であるものをいう。
  - 二 指定医療型障害児入所施設 法第二十四条 の二第一項に規定する指定障害児入所施設の うち法第四十二条第二号に規定する医療型障 害児入所施設であるものをいう。
  - 三 指定障害児入所施設等 法第二十四条の二 第一項に規定する指定障害児入所施設等をい
  - 四 指定入所支援 法第二十四条の二第一項に 規定する指定入所支援をいう。
  - 五 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に 係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二 十四条の二十四第二項の規定により、同条第 一項に規定する障害児入所給付費等の支給に ついて適用する場合を含む。)に掲げる額を いう。
  - 六 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二 項第二号(法第二十四条の二十四第二項の規 定により、同条第一項に規定する障害児入所 給付費等の支給について適用する場合を含 む。)に掲げる額及び障害児入所医療(法第 二十四条の二十第一項に規定する障害児入所 医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の 療養に要する費用の額の算定方法の例により 算定した費用の額から当該障害児入所医療に つき支給された障害児入所医療費の額を控除 して得た額の合計額をいう。
  - 七 入所給付決定 法第二十四条の三第四項に 規定する入所給付決定をいう。
  - 八 入所給付決定保護者 法第二十四条の三第 六項に規定する入所給付決定保護者をいう。
  - 九 給付決定期間 法第二十四条の三第六項に 規定する給付決定期間をいう。
  - 十 入所受給者証 法第二十四条の三第六項に 規定する入所受給者証をいう。
  - 十一 法定代理受領 法第二十四条の三第八項 (法第二十四条の七第二項において準用する

合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。次条第三項を除き、以下同じ。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。

- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する 用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (指定障害児入所施設の一般原則)
- 第三条 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、当該入所支援計画に基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、当該指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定入所支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び 付きを重視した運営を行い、都道府県、特別区及 び市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律(平成十七年法律第百二 十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第 五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障 害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童 福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サー ビスを提供する者との密接な連携に努めなければ ならない。
- 4 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第二章 指定福祉型障害児入所施設

第一節 人員に関する基準 (従業者の配置の基準)

第四条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる 従業者を、東京都規則(以下「規則」という。) で定める基準により置かなければならない。ただ し、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型 障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調 理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施 設にあっては第五号の調理員を置かないことがで (指定福祉型障害児入所施設の従業者の配置の基準)

第三条 条例第四条第一項に規定する規則で定める 基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、 当該各号に定める員数とする。 場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

- 第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所 施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し て、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援 の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び 付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特 別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律(平成十 七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する 障害福祉サービス(第四十六条において「障害福 祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施 設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努めなければならな い。
- 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定福祉型障害児入所施設の人員、 設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。

きる。

- 一 嘱託医
- 二 看護師

三 児童指導員(東京都児童福祉施設の設備及び 運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都 条例第四十三号。以下「児童福祉施設基準条例」 という。)第五十四条第一項第一号に規定する 児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士

- 一 嘱託医 一人以上
- 二 看護師 イ又は口に掲げる指定福祉型障害児 入所施設の区分に応じ、それぞれイ又は口に定 める数
  - イ 主として自閉症児を入所させる指定福祉型 障害児入所施設 おおむね障害児の数を二十 で除して得た数以上
  - ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させ る指定福祉型障害児入所施設 一人以上
- 三 児童指導員及び保育士
  - イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数
    - (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、おおむね当該数に一を加えた数以上)
    - (2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。)又は主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設にある乳児又は幼児(次条第三号及び第八条第一項第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、おおむね当該合計数に一を加えた数以上)
    - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね 障害児の数を三・五で除して得た数以上
- 口 児童指導員 一人以上

八 保育士 一人以上

- 四 栄養士 一人以上
- 五 調理員 一人以上
- 六 児童発達支援管理責任者 一人以上

- 一 嘱託医 一以上
- 二 看護師 イ又は口に掲げる指定福祉型障害 児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又は口 に定める数
  - イ 主として自閉症を主たる症状とする知的 障害のある児童(以下「自閉症児」という。) を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を二十で除して得た数 以上
  - ロ 主として肢体不自由(法第六条の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上
- 三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士
  - イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3) までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の 区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定め る数
    - (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に一を加えた数以上)
    - (2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。 次条第二項第二号及び第四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型である乳児又は幼児(次条第三母において「乳切児」を別別である少年の数を五で除して得た数の合計数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に一を加えた数以上)
    - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所 させる指定福祉型障害児入所施設 通じ ておおむね障害児の数を三・五で除して 得た数以上
  - 口 児童指導員 一以上

八 保育士 一以上

- 四 栄養士 一以上
- 五 調理員 一以上
- 六 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準第四十九条第一項 に規定する児童発達支援管理責任者をいう。 以下同じ。) 一以上

- 四 栄養士
- 五 調理員
- 六 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設基準 条例第六十三条第一項第六号に規定する児童発 達支援管理責任者をいう。以下同じ。)

## 条例・規則・厚生労働省令対照表(指定障害児入所施設)

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させるものである場合にあっては医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を、規則で定める基準により置かなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス(障害者総合支援法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供する場合は、東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百三十六号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。)第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなす。

## 第二節 設備に関する基準 (設備の基準)

- 第五条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、主として知的障害のある児童を入所させるものにあっては医務室を、主として盲児(強度の弱視児を含む。次項第二号及び第四項において同じ。)又は主とし
- 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設 は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型 障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める 設備を設けなければならない。

室及び静養室を設けないことができる。

てろうあ児(強度の難聴児を含む。次項第三号に おいて同じ。)を入所させるものにあっては医務

- 一 主として知的障害のある児童を入所させる指 定福祉型障害児入所施設 入所している障害児 の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備 (以下この項において「職業指導に必要な設備」 という。)
- 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児 入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な 設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の

- 2 前項各号(第一号を除く。)に規定する従業者は、 専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事 する者でなければならない。ただし、障害児の支 援に支障がない場合は、同項第四号の栄養士及び 同項第五号の調理員については、併せて設置する 他の社会福祉施設の職務に従事することができ
- 3 条例第四条第二項に規定する規則で定める基準については、前項本文の規定を準用する。

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉 症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であ る場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設に おいて、心理指導を行う必要があると認められる 障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指 導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導 員を置かなければならない。
- 3 第一項各号(第一号を除く。)及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援 施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律第二十九条第一項に規定する 指定障害者支援施設をいう。次条第六項において 同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設 障害福祉サービス(同法第五条第一項に規定する 施設障害福祉サービスをいう。次条第六項におい て同じ。)とを同一の施設において一体的に提供し ている場合については、障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関す る基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。 次条第六項において「指定障害者支援施設基準」 という。)第四条に規定する人員に関する基準を満 たすことをもって、前三項に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

第二節 設備に関する基準

(設備)

- 第五条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあっては医務室を、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあっては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設 は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型 障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める 設備を設けなければならない。
  - 一 主として知的障害のある児童を入所させる 指定福祉型障害児入所施設 入所している障 害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要 な設備(以下この項において「職業指導に必 要な設備」という。)
- 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害 児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必 要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び

手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

- 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障 害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必 要な設備及び映像に関する設備
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる 指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練 場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の 不自由を助ける設備
- 3 第一項に規定する居室は、規則で定める基準を 満たさなければならない。

- 4 主として盲児又は主として肢体不自由のある児 童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、階 段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 5 第一項及び第二項各号に規定する設備は、専ら 当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するもの でなければならない。ただし、障害児の支援に支 障がない場合は、当該設備(居室を除く。)につ いては、併せて設置する他の社会福祉施設の設備 と兼ねることができる。
- 6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供する場合は、指定障害者支援施設基準条例第八条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

第三節 運営に関する基準

(管理者による管理等)

- 第六条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を管理する者(以下この章において「管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 管理者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設 の管理に係る職務に従事する者でなければならな い。ただし、当該指定福祉型障害児入所施設の管 理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入 所施設の他の職務に従事し、又は当該指定福祉型 障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従 事することができる。
- 3 管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 4 管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援 計画の作成に関する業務を担当させるものとす る。

(指定福祉型障害児入所施設の居室の基準)

- 第四条 条例第五条第三項に規定する規則で定める 基準は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 一の居室の定員は、四人以下とすること。
  - 二 障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方 メートル以上とすること。
  - 三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一 の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床 面積は三・三平方メートル以上とすること。
  - 四 入所している障害児の年齢等に応じ、居室を 男子と女子とに区別して設けること。

- 便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自 由を助ける設備
- 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型 障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導 に必要な設備及び映像に関する設備
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。
  - 一 一の居室の定員は、四人以下とすること。
  - 二 障害児一人当たりの床面積は、四・九五平 方メートル以上とすること。
  - 三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの 一の居室の定員は六人以下とし、一人当たり の床面積は三・三平方メートル以上とするこ と。
  - 四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所 させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の 傾斜を緩やかにしなければならない。
- 5 第一項及び第二項各号に規定する設備は、専ら 当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するもの でなければならない。ただし、障害児の支援に支 障がない場合は、第一項及び第二項各号に規定す る設備(居室を除く。)については、併せて設置す る他の社会福祉施設の設備に兼ねることができ
- 6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

(管理者による管理等)

- 第三十三条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指 定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理 その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指

5 管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(児童発達支援管理責任者の責務)

- 第七条 児童発達支援管理責任者は、次項から第八項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
  - 一 第二十六条の規定による検討及び必要な援助 並びに第二十七条に規定する相談及び援助を行 うこと。
  - 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、当該障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該入所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び 支援内容の検討の結果に基づき、当該入所給付決 定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当 該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成 時期、生活全般の質を向上させるための課題、指 定入所支援の具体的な内容、提供上の留意事項そ の他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を 作成しなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。
- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定 保護者に交付しなければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画

定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定 を遵守させるために必要な指揮命令を行うものと する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

- 第二十二条 児童発達支援管理責任者は、前条に規 定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものと する。
  - 一 次条に規定する検討及び必要な援助並びに 第二十四条に規定する相談及び援助を行うこと。
  - 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(入所支援計画の作成等)

- 第二十一条 指定福祉型障害児入所施設の管理者 は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作 成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び 支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護 者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対す る総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般 の質を向上させるための課題、指定入所支援の具 体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事 項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原 案を作成しなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行

- の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければ ならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当 たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的 に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的 に当該入所給付決定保護者及び障害児に面接し、 かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しな ければならない。
- 9 第二項から第六項までの規定は、第七項に規定 する入所支援計画の変更について準用する。 (運営規程)
- 第八条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する運営規程 (第十条及び第三十八条において「運営規程」と いう。)を定めなければならない。
  - 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 入所定員
- 四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 主として入所させる障害児の障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

## (勤務体制の確保等)

- 第九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型 障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を 提供しなければならない。ただし、障害児の支援 に直接影響を及ぼさない業務については、この限 りでない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質向 上のための研修の機会を確保しなければならな い。

## (内容及び手続の説明及び同意)

- 第十条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決 定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行った ときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定 保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障 害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、 当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者 の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を記した文書を交 付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開 始について当該利用申込者の同意を得なければな らない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定により書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係

- い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うもの とする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当 たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的 に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定 めるところにより行わなければならない。
  - 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に 面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

### (運営規程)

- 第三十四条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
  - 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 入所定員
  - 四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
  - 五 施設の利用に当たっての留意事項
  - 六 緊急時等における対応方法
  - 七 非常災害対策
- 八 主として入所させる障害児の障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

## (勤務体制の確保等)

- 第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型 障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を 提供しなければならない。ただし、障害児の支援 に直接影響を及ぼさない業務については、この限 りでない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の 向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。

## (内容及び手続の説明及び同意)

- 第六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決 定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行った ときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護 者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の 障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利 用申込者に対し、第三十四条に規定する運営規程 の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者の サービスの選択に資すると認められる重要事項を 記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所 支援の提供の開始について当該利用申込者の同意 を得なければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係

る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしな ければならない。

(提供拒否の禁止)

- 第十一条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由なく、指定入所支援の提供を拒んではならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)
- 第十二条 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、可能な限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十三条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら必要な指定入所支援を提供することが困難であると認める場合は、病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十四条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所 支援の開始に際し、入所給付決定保護者の提示す る入所受給者証によって、入所給付決定の有無、 給付決定期間等を確認しなければならない。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

- 第十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児入 所給付費の支給の申請をしていないことにより入 所給付決定を受けていない者から入所の申込みが あった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに 当該申請が行われるよう必要な援助を行わなけれ ばならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に 通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期 間の終了に伴う障害児入所給付費の支給の申請に ついて、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十六条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所 支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、 置かれている環境、他の保健医療サービス又は福 祉サービスの利用状況等の把握に努めなければな らない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第十七条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかにその旨を当該入所給付決定保護者に係る入所給付決定を行った都道府県(以下「入所給付決定都道府県」という。)に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

- 第十八条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の 入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児 入所施設の名称、入所又は退所の日その他の必要 な事項(次項において「入所受給者証記載事項」 という。)を、入所給付決定保護者の入所受給者 証に記載しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記 載事項を遅滞なく入所給付決定都道府県に報告し なければならない。

る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしな ければならない。

(提供拒否の禁止)

第七条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者 に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他 利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を 供与することが困難である場合は、適切な病院又 は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなけ ればならない。

(受給資格の確認)

第十条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめるものとする。 (障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

第十一条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に 通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期 間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請につ いて、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所 支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、 その置かれている環境、他の保健医療サービス又 は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ ばならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第十三条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

- 第十四条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は 退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設 の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事 項(次項において「入所受給者証記載事項」とい う。)を、その入所給付決定保護者の入所受給者証 に記載しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記 載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければ ならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合は、速やかに都及び入所給付決定保護者に係る入所給付決定を行った道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「入所給付決定道府県」という。)に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第十九条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所 支援を提供した際は、当該指定入所支援の提供日、 内容その他必要な事項を記録しなければならな い。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際し、入所給付決定保護者から指定入所 支援の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。
- (入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の 支払の範囲等)
- 第二十条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が入所給付決定に係る障害児の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。
- 2 前項の規定により入所給付決定保護者に金銭の 支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに 金銭の支払を求める理由について書面により明ら かにするとともに、当該入所給付決定保護者に対 し説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を 得なければならない。ただし、次条第一項から第 三項までに規定する支払については、この限りで ない。

## (入所利用者負担額の受領)

- 第二十一条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行う指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を 行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付 決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入 所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項に定める場合において入所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(指定福祉型障害児入所施設に係る便宜に要する費用の内容)

- 第五条 条例第二十一条第三項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第一号に定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
  - 一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額(法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該指定福祉型障害児入所施設に支払われた場合

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

- 第十五条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所 支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な 事項を記録しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定 入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。
- (指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者 に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
- 第十六条 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

## (入所利用者負担額の受領)

- 第十七条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所 支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当 該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を 受けるものとする。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を 行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付 決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入 所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の支払を 受ける額のほか、指定入所支援において提供され る便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費 用の額の支払を入所給付決定保護者から受けるこ とができる。
  - 一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法 第二十四条の七第一項の規定により特定入所 障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に 支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和 二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第 一項に規定する食費等の基準費用額(法第二 十四条の七第二項において準用する法第二十 四条の三第九項の規定により特定入所障害児 食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり 当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合 は、同令第二十七条の六第一項に規定する食

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

#### (入所利用者負担額に係る管理)

第二十二条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給 付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型 障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の 指定障害児入所施設等(法第二十四条の二第一項 に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下こ の条において同じ。)が提供する指定入所支援を 受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所 利用者負担額の合計額(以下この条において「入 所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉 型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状 況を確認の上、入所利用者負担額合計額を入所給 付決定都道府県に報告するとともに、当該入所給 付決定保護者及び他の指定入所支援を提供した指 定障害児入所施設等に通知しなければならない。

## (障害児入所給付費等の額に係る通知等)

- 第二十三条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、第二十一条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る 指定入所支援費用基準額の支払を受けた場合は、 当該指定入所支援の内容、費用の額その他必要と 認められる事項を記載したサービス提供証明書を 入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- (給付金として支払を受けた金銭の管理)
- 第二十四条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指 定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る 厚生労働大臣が定める給付金(以下この条におい て「給付金」という。)の支給を受けたときは、 給付金として支払を受けた金銭を規則に定めると ころにより管理しなければならない。

は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

- 二 日用品費
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

費等の負担限度額)を限度とする。)

- 二 日用品費
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生 労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定福祉型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、 入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容 及び費用について説明を行い、入所給付決定保護 者の同意を得なければならない。

## (入所利用者負担額に係る管理)

第十八条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

## (障害児入所給付費等の額に係る通知等)

- 第十九条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理 受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費 の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対 し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給 付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、第十七条第二項 の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費 用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定 入所支援の内容、費用の額その他必要と認められ る事項を記載したサービス提供証明書を入所給付 決定保護者に対して交付しなければならない。

## (給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 第三十一条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指 定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る 厚生労働大臣が定める給付金(以下この条におい て「給付金」という。)の支給を受けたときは、給 付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところ により管理しなければならない。
  - 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第六条 条例第二十四条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 当該障害児に係る給付金及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以

## (指定入所支援の取扱方針)

- 第二十五条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、 当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入 所支援の提供が画一的なものとならないよう配慮 しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入 所支援の提供に当たっては、入所給付決定保護者 及び障害児に対し、支援上必要な事項について、 説明しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、提供する指定入 所支援の質の評価を行い、常に改善を図らなけれ ばならない。

#### (検討等)

第二十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、当該入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

## (相談及び援助)

第二十七条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

## (指導、訓練等)

- 第二十八条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の 従業者を指導、訓練等に従事させなければならな い。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、 当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担によ り、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外

- 下この条において「障害児に係る金銭」という。) をその他の財産と区分すること。
- 二 障害児に係る金銭については、給付金の支給 の趣旨に従って用いるとともに、障害児に係る 金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備す ること。
- 三 当該障害児が退所した場合には、速やかに、 障害児に係る金銭を当該障害児に引き渡すこと。
- む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に 従って用いること。
- 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかに する記録を整備すること。
- 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、 障害児に係る金銭を当該障害児に取得させる こと。

### (指定入所支援の取扱方針)

- 第二十条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援 計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、 その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支 援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう 配慮しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入 所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、 入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必 要な事項について、理解しやすいように説明を行 わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指 定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図 らなければならない。

#### (検討等)

第二十三条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

## (相談及び援助)

第二十四条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

## (指導、訓練等)

- 第二十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児 の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常 生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指 導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に 応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営む ことができるよう、より適切に指導、訓練等を行 わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の

の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。 4 指定福祉型障害児入所施設は、前三項に規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

#### (食事)

- 第二十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。
- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な 生活の基本としての食を営む力の育成に努めなけ ればならない。

#### (社会生活上の便宜の供与等)

- 第三十条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽 設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のため のレクリエーション行事を行わなければならな い。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要となる行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て当該障害児又はその家族に代わってこれを行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

## (健康管理)

第三十一条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児に対する入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条、第十三条及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

## (健康管理)

第七条 条例第三十一条第一項ただし書に規定する 規則で定める場合は、次の表の上欄に掲げる健康 診断が行われる場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における	障害児の入所時の健	
障害児の入所前の健康	康診断	
診断		
障害児が通学する学校	定期健康診断又は臨	
における健康診断	時の健康診断	

- 従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、 当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担によ り、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外 の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。 (食事)
- 第二十六条 指定福祉型障害児入所施設において、 障害児に食事を提供するときは、その献立は、で きる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必 要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及 び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状 況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な 生活の基本としての食を営む力の育成に努めなけ ればならない。

#### (社会生活上の便宜の供与等)

- 第二十七条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

## (健康管理)

- 第二十八条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等におけ	入所した障害児に対	
る障害児の入所前の	する障害児の入所時	
健康診断	の健康診断	
障害児が通学する学	定期の健康診断又は	
校における健康診断	臨時の健康診断	

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断 に当たっては、障害児の食事を調理する者につい て、特に注意を払わなければならない。

#### (緊急時等の対応)

第三十二条 指定福祉型障害児入所施設の従業者 は、現に指定入所支援の提供を行っているときに 障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場 合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要 な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第三十三条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該障害児が退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知) 第三十四条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入 所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保 護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所 給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、

遅滞なく、意見を付してその旨を入所給付決定都 道府県に通知しなければならない。

## (定員の遵守)

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定 員及び居室の定員(第五条第三項に規定する規則 で定める基準として定められる居室の定員をい う。)を超えて入所させてはならない。ただし、 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合 は、この限りでない。

## (衛生管理等)

- 第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型 障害児入所施設における感染症又は食中毒の発生 又はまん延を防止するため、必要な措置を講じる よう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等 を勘案し、障害児を入浴させ、又は清しきしなけ ればならない。

## (協力医療機関等)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児 の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協 力医療機関(当該指定福祉型障害児入所施設との 間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が 合意されている医療機関をいう。次条において同 じ。)を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断 に当たっては、特に入所している者の食事を調理 する者につき、綿密な注意を払わなければならな い。

#### (緊急時等の対応)

第二十九条 指定福祉型障害児入所施設の従業者 は、現に指定入所支援の提供を行っているときに 障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場 合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要 な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第三十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知) 第三十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入 所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保 護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所 給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、 遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知 しなければならない。

## (定員の遵守)

第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定 員及び居室の定員を超えて入所させてはならな い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事 情がある場合は、この限りでない。

## (衛生管理等)

- 第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型 障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生 し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる よう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等 を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ 又は清しきしなければならない。

## (協力医療機関等)

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児 の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力 医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協

## 条例・規則・厚生労働省令対照表(指定障害児入所施設)

力歯科医療機関(当該指定福祉型障害児入所施設 との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連 携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次 条において同じ。)を定めるよう努めなければな らない。

#### (掲示)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指 定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営 規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関及 び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービ スの選択に資すると認められる重要事項を掲示し なければならない。

### (身体的拘束等の禁止)

- 第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入 所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害 児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を 制限する行為(次項において「身体的拘束等」と いう。)を行ってはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等を 行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児 の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録 しなければならない。

### (虐待等の禁止)

第四十条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、 障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行 為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。

## (懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十一条 管理者は、障害児に対し法第四十七条 第一項本文の規定により親権を行う場合であって 懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に 関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講じ るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為 をするなどその権限を濫用してはならない。

## (秘密保持等)

- 第四十二条 管理者及び指定福祉型障害児入所施設 の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得 た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならな い。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所 支援事業者、障害者総合支援法第二十九条第二項 に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他 の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又 はその家族に関する情報を提供する際は、あらか じめ、文書により当該障害児又はその家族の同意 を得なければならない。

## (情報の提供等)

力歯科医療機関を定めておくよう努めなければな らない。

#### (掲示)

第四十条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定 福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規 程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の協 力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関そ の他の利用申込者のサービスの選択に資すると認 められる重要事項を掲示しなければならない。

#### (身体拘束等の禁止)

- 第四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入 所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の 障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを 得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行 動を制限する行為(次項において「身体拘束等」 という。)を行ってはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体 拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由その他必要な事項を記録しなければならな い。

#### (虐待等の禁止)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設の従業者 は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げ る行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与 える行為をしてはならない。

## (懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十三条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指 定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対 し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行 う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規 定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必 要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格 を辱める等その権限を濫用してはならない。

## (秘密保持等)

- 第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及 び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはなら ない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理 者であった者が、正当な理由がなく、その業務上 知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすこと がないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十一条の 五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業 者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律第二十九条第二項に規定する指 定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービ スを提供する者等に対して、障害児又はその家族 に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書に より当該障害児又はその家族の同意を得ておかな ければならない。

## (情報の提供等)

- 第四十三条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指 定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害 児が、適切かつ円滑に入所できるように、実施す る事業の内容について情報の提供を行うよう努め なければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型 障害児入所施設について広告をする場合は、その 内容が虚偽又は誇大なものでないようにしなけれ ばならない。

### (利益供与等の禁止)

- 第四十四条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援 事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれ らの従業者から、障害児又はその家族を紹介する ことの対償として、金品その他の財産上の利益を 収受してはならない。

#### (苦情解決)

- 第四十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児 又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家 族からの指定入所支援に関する苦情に迅速かつ適 切に対応するために、窓口の設置その他の必要な 措置を講じなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、提供した指定入 所支援に関し、法第二十四条の十五第一項の規定 による都道府県知事(指定都市にあっては当該指 定都市の市長、児童相談所設置市にあっては当該 児童相談所設置市の市長。以下この条において同 じ。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件 の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質 問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若し くは帳簿書類その他の物件の検査に応じるととも に、障害児又は入所給付決定保護者その他の当該 障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が 行う調査に協力し、当該都道府県知事から指導又 は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行わなければならない。この場合 において、当該都道府県知事からの求めがあった ときは、当該改善の内容を報告しなければならな い。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第八十五条の規定による運営適正化委員会が行う調査 又はあっせんに可能な限り協力しなければならな

- 第四十五条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指 定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害 児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指 定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に 関する情報の提供を行うよう努めなければならな
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型 障害児入所施設について広告をする場合におい て、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとして はならない。

#### (利益供与等の禁止)

- 第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。) 障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援 事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその 従業者から、障害児又はその家族を紹介すること の対償として、金品その他の財産上の利益を収受 してはならない。

#### (苦情解決)

- 第四十七条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第二十四条の十五第一項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。以下この項及び次項において同じ。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を 都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第八 十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十

い。

#### (地域との連携等)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、運営に 当たっては、地域住民等との連携、協力等により 地域との交流に努めなければならない。

#### (事故発生時の対応)

- 第四十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、入所給付決定道府県、障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する 指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生 した場合は、速やかに損害賠償を行わなければな らない。

### (非常災害対策)

- 第四十八条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

## (会計の区分)

第四十九条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指 定福祉型障害児入所施設の事業の会計とその他の 事業の会計とを区分しなければならない。

## (記録の整備)

- 第五十条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、 設備、備品及び会計に関する記録を整備しなけれ ばならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する 指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、当該記録に係る事象の完結の日から五年間 保存しなければならない。
- 一 入所支援計画
- 二 第十九条第一項に規定する提供した指定入所 支援に係る記録
- 三 第三十四条の規定による都道府県への通知に 係る記録
- 四 第三十九条第二項に規定する身体的拘束等の 記録
- 五 第四十五条第二項に規定する苦情の内容等の 記録
- 六 第四十七条第一項に規定する事故の状況及び 処置についての記録

第三章 指定医療型障害児入所施設

第一節 人員に関する基準

限り協力しなければならない。

五条の規定により行う調査又はあっせんにできる

#### (地域との連携等)

第四十八条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

#### (事故発生時の対応)

- 第四十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する 指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生 した場合は、損害賠償を速やかに行わなければな らない。

### (非常災害対策)

- 第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

## (会計の区分)

第五十条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定 福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事 業の会計と区分しなければならない。

## (記録の整備)

- 第五十一条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、 設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してお かなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する 指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記 録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から 五年間保存しなければならない。
- 一 入所支援計画
- 二 第十五条第一項に規定する提供した指定入 所支援に係る必要な事項の提供の記録
- 三 第三十二条の規定による都道府県への通知に係る記録
- 四 第四十一条第二項に規定する身体拘束等の 記録
- 五 第四十七条第二項に規定する苦情の内容等 の記録
- 六 第四十九条第二項に規定する事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録 第三章 指定医療型障害児入所施設の人員、 設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

(指定医療型障害児入所施設の従業者の配置の基

#### (従業者の配置の基準)

- 第五十一条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲 げる従業者を、規則で定める基準により置かなけ ればならない。
  - 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規 定する病院として必要とされる従業者
  - 二 児童指導員及び保育士

- 三 心理指導を担当する職員(主として重症心身 障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設 に限る。)
- 四 理学療法士又は作業療法士(主として肢体不自由のある児童又は主として重症心身障害児を 入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

## 五 児童発達支援管理責任者

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる指 定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる従 業者のほか、職業指導を行う場合にあっては、職 業指導員を置かなければならない。

者(東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年 東京都条例第百五十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第五十条第一項に 規定する指定療養介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を受け、かつ、指定入所支援と指定療養介 護(指定障害福祉サービス等基準条例第四十九条 に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)と を同一の施設において一体的に提供する場合は、 指定障害福祉サービス等基準条例第五十条第一項 に規定する人員に関する基準を満たすことをもっ て、前二項に規定する基準を満たすものとみなす。

3 指定医療型障害児入所施設が指定療養介護事業

#### 準)

- 第八条 条例第五十一条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
  - 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規 定する病院として必要とされる従業者 同法に 規定する病院として必要な数
  - 二 児童指導員及び保育士
    - イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)又は(2)に 掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応 じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数
      - (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療 型障害児入所施設 おおむね障害児の数を 六・七で除して得た数以上
      - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね 障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上
    - 口 児童指導員 一人以上
    - 八 保育士 一人以上
  - 三 心理指導を担当する職員 一人以上
  - 四 理学療法士又は作業療法士 一人以上
  - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

#### (従業者の員数)

- 第五十二条 指定医療型障害児入所施設に置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。
  - 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に 規定する病院として必要とされる従業者 同 法に規定する病院として必要とされる数
  - 二 児童指導員及び保育士
    - イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)又は(2) に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分 に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数
      - (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上
      - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所 させる指定医療型障害児入所施設 通じ ておおむね障害児である乳幼児の数を十 で除して得た数及び障害児である少年の 数を二十で除して得た数の合計数以上
    - 口 児童指導員 一以上
    - 八 保育士 一以上
  - 三 心理指導を担当する職員 一以上(主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
  - 四 理学療法士又は作業療法士 一以上(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
  - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障 害児入所施設(主として肢体不自由のある児童を 入所させるものに限る。)において職業指導を行う 場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者(同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第五項において同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。次条第五項において「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条に規定する人員に関する基準を満たすことをも

### 第二節 設備に関する基準

(設備の基準)

第五十二条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲 げる設備を設けなければならない。

- 一 医療法に規定する病院として必要とされる設備
- 二訓練室
- 三 浴室
- 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設に あっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指 定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号 に定める設備を設けなければならない。ただし、 第二号の義肢装具を製作する設備にあっては、他 に適当な設備がある場合は、この限りでない。
  - 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
  - 二 主として肢体不自由のある児童を入所させる 指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブ ス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、 義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指 定医療型障害児入所施設は、階段の傾斜を緩やか にしなければならない。
- 4 第一項各号及び第二項各号に掲げる設備は、専 ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定 入所支援の用に供するものでなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一 項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる設 備については、併せて設置する他の社会福祉施設 の設備と兼ねることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、指定療養介護事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と指定療養介護とを同一の施設において一体的に提供する場合は、指定障害福祉サービス等基準条例第五十二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

## 第三節 運営に関する基準

## (入所利用者負担額の受領)

- 第五十三条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行う指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を 行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付 決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるも のとする。
- 一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
- 二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に 係るものにつき法第二十四条の二十第二項第一

って、前三項に規定する基準を満たしているもの とみなすことができる。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第五十三条 指定医療型障害児入所施設の設備は、 次のとおりとする。

- 医療法に規定する病院として必要とされる 設備を有すること。
- 二 訓練室及び浴室を有すること。
- 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設に あっては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞ れ次の各号に掲げる設備を設けなければならな い。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備に あっては、他に適当な設備がある場合は、これを 置かないことができる。
  - 主として自閉症児を入所させる指定医療型 障害児入所施設 静養室
  - 二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、 ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するの に必要な設備、義肢装具を製作する設備並び に浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自 由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指 定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩 やかにしなければならない。
- 4 第一項各号及び第二項各号に掲げる設備は、専 ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定 入所支援の用に供するものでなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一 項第二号及び第二項各号に掲げる設備について は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼 ねることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る 指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、 指定入所支援と療養介護とを同一の施設において 一体的に提供している場合については、指定障害 福祉サービス基準第五十二条に規定する設備に関 する基準を満たすことをもって、前各項に規定す る基準を満たしているものとみなすことができ

第三節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

- 第五十四条 指定医療型障害児入所施設は、指定入 所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から 当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払 を受けるものとする。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を 行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付 決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支 払を受けるものとする。
  - 一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
  - 二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療 に係るものにつき健康保険の療養に要する費

号及び第二号に規定する 健康保険の療養に要 する費用の額の算定方法の例により算定した費 用の額

- 3 指定医療型障害児入所施設は、前二項に定める 場合において入所給付決定保護者から支払を受け る額のほか、指定入所支援において提供される便 宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の 支払を入所給付決定保護者から受けることができ る。
- 4 指定医療型障害児入所施設は、前三項に規定す る額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証 を当該額を支払った入所給付決定保護者に対し交 付しなければならない。
- 5 指定医療型障害児入所施設は、第三項に規定す る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サ ービスの内容及び費用について説明を行い、当該 入所給付決定保護者の同意を得なければならな い。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

- 第五十四条 指定医療型障害児入所施設は、法定代 理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付 費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合は、 入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保 護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療 費の額を通知しなければならない。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法 定代理受領を行わない指定入所支援に係る額の支 払を受けた場合は、当該指定入所支援の内容、費 用の額その他必要と認められる事項を記載したサ ービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付し なければならない。

(協力歯科医療機関)

第五十五条 指定医療型障害児入所施設(主として 自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらか じめ、協力歯科医療機関(当該指定医療型障害児 入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とし た際の連携協力が合意されている歯科医療機関を いう。)を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第五十六条 第六条から第二十条まで、第二十二条、| 第二十四条から第三十六条まで、第三十八条から 第四十二条まで、第四十三条第一項、第四十四条 から第四十八条まで及び第五十条の規定は、指定 医療型障害児入所施設について準用する。この場 合において、第二十条第二項ただし書中「次条第 一項」とあるのは「第五十三条第一項」と、第三 十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療 機関」と、第三十四条中「障害児入所給付費」と あるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療 費」と、第三十五条中「定員(第五条第三項に規 定する規則で定める基準として定められる居室の

(指定医療型障害児入所施設に係る便宜に要する費 用の内容)

第九条 条例第五十三条第三項に規定する規則で定 める費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日用品費
- 二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援にお いて提供される便宜に要する費用のうち、日常 生活において通常必要となるものに係る費用で あって、かつ、入所給付決定保護者に負担させ ることが適当と認められるもの

用の額の算定方法の例により算定した費用の

- 3 指定医療型障害児入所施設は、前二項の支払を 受ける額のほか、指定入所支援において提供され る便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費 用の額の支払を入所給付決定保護者から受けるこ とができる。
  - 一 日用品費
  - 二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援に おいて提供される便宜に要する費用のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係 る費用であって、入所給付決定保護者に負担 させることが適当と認められるもの
- 4 指定医療型障害児入所施設は、前三項の費用の 額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証 を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に 対し交付しなければならない。
- 5 指定医療型障害児入所施設は、第三項の費用に 係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、 入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容 及び費用について説明を行い、入所給付決定保護 者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

- 第五十五条 指定医療型障害児入所施設は、法定代 理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付 費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合 は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決 定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所 医療費の額を通知しなければならない。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法 定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の 額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所 支援の内容、費用の額その他必要と認められる事 項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定 保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第五十六条 指定医療型障害児入所施設(主として 自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじ め、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなけ ればならない。

害児入所施設について準用する。

(準用)

(準用)

第十条 第六条及び第七条の規定は、指定医療型障 | 第五十七条 第六条から第十六条まで、第十八条、 第二十条から第三十八条まで、第四十条から第四 十四条まで、第四十五条第一項、第四十六条から 第四十九条まで及び第五十一条の規定は、指定医 療型障害児入所施設について準用する。この場合 において、第十六条第二項中「次条」とあるのは 「第五十四条」と、第二十九条中「医療機関」と あるのは「他の専門医療機関」と、第三十二条中 「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給 付費及び障害児入所医療費」と、第四十条中「前 条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯 科医療機関」とあるのは「第五十六条の協力歯科

## 条例・規則・厚生労働省令対照表(指定障害児入所施設)

定員をいう。)」とあるのは「定員」と、第三十 八条中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と あるのは「第五十五条の協力歯科医療機関」と読 み替えるものとする。

第四章 雑則

(委任)

第五十七条 この条例に定めるもののほか、この条 例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

(設備に関する特例)

- 2 平成二十三年六月十七日前から存する障がい者 制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害 保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等 の地域生活を支援するための関係法律の整備に関 する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整 備法」という。)第五条による改正前の法第二十四 条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等 (以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(知 的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限 る。)であって、整備法附則第二十七条の規定によ り整備法第五条による改正後の法第二十四条の二 第一項の指定を受けたものとみなされたもの(同 日後に増築され、又は改築される等建物の構造を 変更したものを除く。)については、当分の間、第 四条の規定を適用する場合においては、同条第一 号中「四人」とあるのは「十五人」と、同条第二 号中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・ 三平方メートル」とし、同条第三号の規定は適用 しない。
- 3 平成二十四年四月一日前から存する旧指定知的 障害児施設等(肢体不自由児施設であるものに限 る。)であって、整備法附則第二十七条の規定によ り整備法第五条による改正後の法第二十四条の二 第一項の指定を受けたものとみなされたもの(同 日後に増築され、又は改築される等建物の構造を 変更したものを除く。)については、当分の間、第 四条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

医療機関」と読み替えるものとする。

(設備に関する特例)

- 第二条 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する 省令(平成二十三年厚生労働省令第七十一号)の 施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本 部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を 見直すまでの間において障害者等の地域生活を支 援するための関係法律の整備に関する法律(平成 二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。) 第五条による改正前の法第二十四条の二第一項に 規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知 的障害児施設等」という。) (知的障害児施設又は 盲ろうあ児施設であるものに限る。)であって、整 備法附則第二十七条の規定により整備法第五条に よる改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受 けたものとみなされたもの(同令の施行の後に増 築され、又は改築される等建物の構造を変更した ものを除く。)については、当分の間、第五条第三 項の規定を適用する場合においては、同項第一号 中「四人」とあるのは「十五人」と、同項第二号 中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・三 平方メートル」とし、同項第三号の規定は適用し ない。
- 第三条 この省令の施行の際現に存する旧指定知的 障害児施設等(肢体不自由児施設であるものに限 る。)であって、整備法附則第二十七条の規定によ リ整備法第五条による改正後の法第二十四条の二 第一項の指定を受けたものとみなされたもの(こ の省令の施行の後に増築され、又は改築される等 建物の構造を変更したものを除く。)については、 当分の間、第五条第三項の規定は適用しない。

附 則(平成二十四年九月二十四日厚生労働 省令第百三十二号) 抄

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施 行する。

> 附 則(平成二十五年一月十八日厚生労働省 令第四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十一月二十二日厚生労 働省令第百二十四号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年東京都条例第五十五号) この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年東京都条例第 号) この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。